

## 船舶インシデント調査報告書

令和2年5月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航阻害
発生日時	令和元年6月21日 11時00分ごろ
発生場所	和歌山県日高港南方沖 御坊鯉島灯台から真方位160° 2.1海里付近 (概位 北緯33° 49.4′ 東経135° 09.7′)
インシデントの概要	プレジャーボート <sup>のぶ</sup> 信丸は、漂流中、機関が始動できなくなり、運航が阻害された。
インシデント調査の経過	令和元年9月10日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 信丸、1.92トン WK3-18007（漁船登録番号）、個人所有 第252-10558号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、錨泊中、船長が、機関を始動しようと思い、ふだんどおり、メインスイッチであるトグル型スイッチを入れ、始動用のボタンを押したものの、機関が始動しなかった。 本船は、船長が海上保安庁に通報し、来援した巡視艇の乗組員が、トグル型スイッチを数回繰り返し操作した後、始動用のボタンを押したところ、機関が始動した。 船長は、本インシデント後、機関整備業者から <sup>まび</sup> 錆等による固着を防止するための浸透潤滑剤の塗布を定期的に行うよう指導を受けた。
分析	本船は、スイッチ類の定期的な点検が行われていない状況下、錨泊中、トグル型スイッチの接点付近が錆で固着していたことから、同接点が接触不良となって機関が始動できなくなり、運航が阻害されたものと推定される。
原因	本インシデントは、本船が、スイッチ類の定期的な点検が行われていない状況下、錨泊中、トグル型スイッチの接点付近が錆で固着していたため、同接点が接触不良となって機関が始動できなくなったことにより発生したものと推定される。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・スイッチ類は、錆等による固着を防止するため定期的に点検する

	こと。
--	-----